

令和5年2月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和5年3月3日（金） 開会 午前10時2分
閉会 午後 0時3分

場所 第6委員会室

出席委員 木下博信委員長
深谷顕史副委員長
小川直志委員、岡地優委員、小川真一郎委員、神尾高善委員、小島信昭委員、
八子朋弘委員、木村勇夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
目良聡環境部長、犬飼典久環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、
鶴見恒環境政策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、
深野成昭温暖化対策課長、福田真道大気環境課長、山井毅水環境課長、
堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、
星友治みどり自然課長

[農林部関係]
小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、
西村恵太農業政策課長、加藤由実農業ビジネス支援課長、
佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、
戸井田幸夫農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、
永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、木村眞司農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第30号	埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例	原案可決
第31号	本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例	原案可決
第32号	埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例	原案可決
第45号	県営土地改良事業に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第46号	農道整備事業等に要する経費の関係市町の負担額について	原案可決
第54号	令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第10号）のうち環境部関係及び農林部関係	原案可決
第60号	令和4年度本多静六博士育英事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第2号	原発推進政策の見直しを求める請願	不採択
議請第3号	福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願	不採択

報告事項（環境部関係）

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正案について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

小川（直）委員

- 1 脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費について、埼玉版スーパー・シティプロジェクトの補助金は、今年度、市町村のどのような事業へ補助したのか。
- 2 脱炭素分散型エネルギー社会構築事業費について、補助申請が見込みを下回った理由は何か。また、事業の進捗への影響はないのか。

エネルギー環境課長

- 1 今年度は熊谷市、横瀬町の調査事業に対して検討補助を交付決定している。また、小川町における道路の設計事業に対して事業推進補助を交付決定している。
- 2 補助申請が見込みを下回った理由は、埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金の活用を見込んでいた市町村事業について、国庫補助の採択を受けたことや事業の実施時期・内容が変更になったことなどである。進捗への影響については、一部の事業において実施時期の変更はあったものの、その他進捗に大きな影響が出ている例はない。

八子委員

身近な緑の保全・創出事業費の減額について、「用地取得及び補助申請が見込みを下回ったこと等による減額」とあるが、補助申請が見込みを下回った理由として、申請者の立場から申請しづらい、使い勝手が悪いといった側面はないのか。

みどり自然課長

使い勝手という部分では、補助申請のスケジュールと工事のスケジュールが合わないといった意見はあるが、今回の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響で芝生の整備まで行う余力がないといった理由などが大きい。

村岡委員

- 1 身近な緑の保全・創出事業費による公有地化については、用地取得の見込みを立てて予算を計上しているものと思うが、今回土地の購入ができなかった理由は何か。
- 2 身近な緑の保全・創出事業費の執行率について、どのように受け止め、分析しているのか。

みどり自然課長

- 1 当初予算は、県との協働により緑地を取得する意向を持つ市町村や環境団体からの要望を受け、地権者の感触や近隣の土地の取引価格を確認した上で予算を計上している。令和4年度は、9件の公有地化を予定していたところ、3件については取得に至らなかった。理由としては、土地の売却について当初は地権者の同意が得られる感触であったが、今年度に入ってから売却を見送りたいとの意向が示された事案が2件である。また、取得対象地の地権者との交渉は見込みどおり順調であったが、隣地の地権者が用地測量の協力に応じてくれず、境界確定を行えなかったため、取得を断念した事案が1件である。
- 2 執行率について、「補正前の額」に対する「補正後の額」の割合は約60%である。令和3年度の執行率45%と比べて、今年度が特段低いものではないが、これを高めていく必要があると受け止めている。予算が成立するまでは、地権者などの関係者と踏み込

んだ交渉ができないという制約はあるが、情報収集の精度をできるだけ高め、予算の執行率向上に努めていく。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川（直）委員

- 1 第32号議案「埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例」では、県民の森の展示室を廃止することだが、費用の削減効果は幾らくらいあるのか。また、これにより、指定管理料が減額となるといった関係はあるのか。
- 2 第32号議案について、このような見直しはこの1件だけか。それとも状況を鑑みて、今後、他の施設についても見直しを行っていく可能性はあるのか。また、現在、見直しに関する調査等を行っているのか。
- 3 特定家畜伝染病防疫体制強化事業は、当事者はもちろん、移動制限を受けた周辺農場を応援していくもので有難い。今回の高病原性鳥インフルエンザの発生により、区域内全ての家きん飼養農家に多少なりとも影響が生じているものと思う。損失については、どのような基準で判定し、何件が補助の対象となったのか。
- 4 特定家畜伝染病防疫体制強化事業について、高病原性鳥インフルエンザに早急に対応するため、急施議案として取り扱ってもよいものだと思うが、今定例会において通常の補正予算とした理由は何か。

森づくり課長

- 1 本施設に係る費用は、清掃等を中心に年間300,000円程度の支出である。これが展示室の削減効果となるが、建物自体の耐用年数はまだあるので、今後はハイキングや野鳥観察の利用者のための休憩スペース等として活用していく。展示室として使用するより、休憩スペース等として使用の方が清掃等の経費が少ないと考えられ、それによる削減効果は年間120,000円程度と試算している。また、削減できた費用は、これまで管理が行き届かなかった遊歩道等の整備に充てたいと考えており、今のところ指定管理料を減額させることは考えていない。
- 2 その他の施設での見直しについて、県民の森の展示室を廃止して森林科学館に一部の展示物を移設し、展示機能を森林科学館に集約させている。また、もう一つの森林ふれあい施設である、みどりの村については、地元の小鹿野町、秩父市と協力して管理しており、時代の変化に即したワーケーション施設やRVパークなど、利用者の利便性を高める対策も行っている。地元の市町村などの関係者と協力しながら魅力ある施設にしていくよう取り組んでいるところである。今後については、今回行ったような見直しを不断に行っていく必要があると考えている。時代の変化や県民のニーズをきちんと捉えて、それに合った森林ふれあい施設の効果が発揮されるよう努力していく。

畜産安全課長

- 3 今回の深谷市、狭山市、行田市、日高市での家きん農場での高病原性鳥インフルエンザの発生については、家畜伝染病予防法に基づき、家きんや卵の出荷などの移動制限を行った。移動制限の対象となった農家は計158戸であるが、この中には愛玩鳥の農家や、国との協議により制限区域外への卵の出荷が可能となった農場も複数含まれている。その上で、深谷市、狭山市、行田市での発生により移動制限を受けた全ての農場に対し確認したところ、4戸7農場で損失が生じていた。これらの農場に聞き取った損失額の概算額を合計したものを、予算額として計上している。

- 4 損失額の算定に時間を要すること、また、農家と損失額の調整を行い、合意を得る必要があり、さらに、国との協議にも時間を要するため、急施案件ではなく通常の補正予算とし、繰越しをお願いしているものである。

小川（直）委員

特定家畜伝染病防疫体制強化事業は、対象となる農家にこれからも仕事を続けていこうという気持ちを生じさせるものでないと意味がない。高病原性鳥インフルエンザによる農場の損失については、目に見えた部分だけで判断するのではなく、細やかに聞き取り調査を進めてもらいたいがどうか。

畜産安全課長

今回は対象区域内の各農家から聞き取り調査を行った概算額の合計を予算額としている。なお、今後追加の要望があった場合でもこの予算内で対応できると考えている。

岡地委員

- 1 第30号議案「埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例案」について、特別災害の指定要件の緩和を行うとのことだが、改正する理由と内容の詳細はどのようなものか。
- 2 「(1) 特別災害の指定要件の緩和」に、「一定金額を超えた」とあるが、その金額は幾らなのか。また、どのように設定するのか。
- 3 「(2) 支援対象市町村の要件の見直し」について、改正する理由と内容の詳細はどのようなものか。
- 4 「(3) 助成措置の拡充」について、改正する理由と内容の詳細はどのようなものか。
- 5 第31号議案「本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例案」について、本多静六博士育英基金条例の設置目的は何か。
- 6 本多静六博士育英基金条例をなぜ改正するのか。

農業支援課長

- 1 特別災害の指定要件の緩和については、現行の特別災害指定要件は、1又は2以上の隣接する市町村の区域内において、農作物の平年収量の30%以上の被害を受けた面積が10ヘクタール以上、又は農業用生産施設に価額の30%以上の損失を受けた戸数が、施設の種類ごとに10戸を超えた場合などである。また、降ひょう、竜巻、突風といった局地的な災害においてはそれぞれ半分の5ヘクタール、5戸を超えた場合となっている。しかしながら、昨年発生した深谷市の突風被害では、被害金額が過去の特別災害に匹敵するような金額だったにもかかわらず、面積や戸数の要件を満たさず、特別災害に指定できなかった。近年は、このように局地的でありながら被害金額の大きい災害が発生する傾向があり、局地的な災害においては面積や戸数のみの指定では被害の実態にあった支援ができない。今後もこのような災害の発生が見込まれることから、現状の指定要件に加えて、1市町村当たりの被害金額が一定金額を超えたときにも特別災害に指定するよう見直すものである。
- 2 新たに指定要件となる一定金額については2,000万円を想定している。これは、過去において特別災害に指定された災害の1市町村当たりの被害金額の平均を当てはめたものである。一定の金額は、今後、災害の発生状況の変化に合わせて、随時見直しが必要と考えていることから規則で定めることとし、定期的に見直しをしていくことを予定している。

- 3 条例では特別災害で30%以上の被害を受けた農業者に対して市町村が補助する場合に、県がその経費の一部を補助するスキームとなっている。県が支援する市町村については、現行では特別災害の指定基準を超えた被害を受けた市町村に限定している。そのため、令和4年6月の降ひょうや7月の大雨などの災害では、同じ災害で30%以上の被害を受けた農業者がいるにもかかわらず、支援の対象とならない市町村が発生した。そのため、今回の改正では、特別災害に指定されれば30%以上の被害を受けた農業者が1戸でも所在する市町村は全て支援対象となるよう改正するものである。
- 4 特別災害の指定をするに当たり、その基準には農業用生産施設の被害を受けた農家の戸数がある。指定基準に農業用生産施設があるにもかかわらず、農業用生産施設に対する現行の支援措置は、融資に係る利子補給のみで撤去に対する補助メニューがない。近隣の栃木県や群馬県の条例では、施設の撤去費用の補助を設けていることから、近隣の条例を参考にして、今回の改正で被害施設の撤去費用に係る支援を新設する。具体的な内容としては、被害施設の片付けに必要な労賃や処分費用の補助を想定している。

森づくり課長

- 5 この条例は本多静六博士育英事業に要する経費の財源に充てるために設置したものである。育英事業とは、本多静六博士育英事業特別会計において、県が運営している奨学金制度のことで、久喜市出身の本多静六博士から寄贈された秩父市中津川県有林の収入を原資として、奨学金を貸与している。この条例では、寄贈された県有林の立木売払代金の一部を基金へ積み立てる規定や、基金の運用による収益の4分の1相当を基金に編入するといった規定のほか、特別会計への取り崩し処分の規定などを定めている。
- 6 本多静六博士育英事業では、奨学金の貸与が終了した方からの返還金と基金運用益を主な財源として毎年度新規の貸付けを行っている。近年は奨学金の希望者が減少し、年間の貸付金額が返還金額を下回るようになった結果、年度内に使う見込みのない資金が特別会計内に1億円以上蓄積している。しかし、現行条例では特別会計から基金へ戻す規定がない。そのため、特別会計に剰余金をプールさせておくよりも、基金に積み立てて、その運用益により原資を増やすことが得策と考え、今回、条例改正をお願いするものである。なお、この剰余金を基金に積み立てるため、第60号議案において、特別会計の増額補正を併せてお願いしている。

岡地委員

- 1 災害はいつも同じというわけではなく、いろいろと態様が異なるものである。今回の埼玉県農業災害対策条例の一部を改正する条例により、対策が一步進むものと思うので、よろしく願いしたい。(意見)
- 2 本年1月に地元自治会の研修旅行で、旧菖蒲町にある本多静六記念館を視察した。勉強にはなったが、資料が少なく展示物が質素な印象であった。もっと展示物の充実を図っていくべきと考えるがどうか。

森づくり課長

- 2 本多静六博士は、森林・林業界にとって偉人であり、博士が埼玉県出身であるということは誇りに思っている。令和7年度に開催が決定した全国植樹祭の開催に向けて機運醸成を図っていく中で、本多博士を顕彰しPRしていくことは必要と考えている。本多静六記念館は久喜市の施設であるが、本多博士の顕彰や業績をPRしていくには記念館を活用していくことも必要と考えている。久喜市と相談しながら、どのようなことが可能か検討していきたい。

村岡委員

- 1 特定家畜伝染病防疫体制強化事業について、補助対象となる農家は158戸との答弁があった。これは、発生地点から10キロメートル以内の全ての農場の数と捉えてよいか。
- 2 販売額の減少や経費の増額分を補填することだが、その基準はどのようなものか。
- 3 補助対象となる経費には、どの範囲まで含まれるのか。

畜産安全課長

- 1 今回、高病原性鳥インフルエンザの発生があった4件全てに関する移動制限区域内の農場数等の合計が158戸である。
- 2 損失に関する補助対象については、家畜伝染病予防法施行令第10条に、家畜については売上げの減少額、飼料費の増加額などの項目が定められており、この規定に基づき損失の補填を行うこととなる。また、損失額の算定に当たっては、販売額の減少については、通常取引額の平均から低下した取引額の平均を引いた額に販売羽数をかけて算出するなど、項目ごとに算定方法が定められており、実際の農家の伝票などを確認しながら、損失額を決めていく。
- 3 出荷を制限したことに伴い発生した飼料費及び輸送費の増加や、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された家きんの死体に係る焼却費、化製処理の経費や施設への運搬費などが含まれる。

村岡委員

- 1 今回、高病原性鳥インフルエンザが相次いで発生したことにより、経営難に陥り、廃業した農家はあったのか。
- 2 特定家畜伝染病防疫体制強化事業の損失補填については、国が定めた算定式で算出した額とのことだが、対象農家にとって十分なものといえるのか。不十分であれば、経営難に陥る農家や廃業する農家を出さずにすむよう、国の定めた算定式の見直しも必要と考えるがどうか。

畜産安全課長

- 1 今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い廃業した農家の情報はない。
- 2 本補助制度は国庫補助によるものであるため、生産者の意見を聴きながら、必要な要望などを国にしていく。

神尾委員

県営土地改良事業に関する各市町村の経費負担について、各市町村には理解をしてもらっているとのことであるが、市町村の負担のほか、国と県と個人負担がある。特に、ほ場整備事業に関して、埼玉県と個人の負担はどのくらいの負担率となっているのか。また、近隣の県はどのくらいの負担率なのか。各市町村の経費は市町村に理解を得て話合いで決めたとのことであるが、個人の場合も話合いで決定しているのか。

農村整備課長

事業費の国、県及び市町村の負担率については、国がガイドラインを定めている。本県は、ガイドラインに基づき負担率を定めており、基本的には地元農家には12.5%の負担をお願いしている。近県について、個人農家の負担率までは調査していないが、最近、県の負担とガイドラインの関係について調査したものによると、栃木県、群馬県など8県

中4県はガイドラインに沿った負担率を採用しており、ほかの4県では、ほ場整備事業においてのみ、ガイドラインで示された県負担27.5%を超えて30%の負担をしていた。確認はしていないが、この4県では、国はガイドラインどおりの負担率で、県は2.5%増、市町村がガイドラインどおり、若しくは県に倣い負担増としていると、農家負担は2.5%又はそれ以上の負担軽減となっていると想像される。

神尾委員

埼玉県負担率はガイドラインどおりとのことであるが、他県は生産者に対する温かい支援として、県負担率を増やしてほ場整備を実施している。なぜ、埼玉県ではできないのか。昔の土地改良事業により整備したほ場は、区画が小さいため、大規模農業を行うため、もう一度ほ場整備をしたいという区域が出た場合、県が地元負担を国のガイドラインより少なくしないと、ほ場の大型化はできない。ほ場が大型化できないから借り手もない、貸したくても借り手がいないという状況になっている。現在、埼玉県の農業後継者は非常に少なくなっており、農業後継者や、引き継いで農業を担っていただける地域の方々を増やすためには、ほ場を大型化することでコストダウンを図り、生産額を上げて、農家の負担を軽減する必要がある。本県でも、市町村を通して、農業に携わっている方の意見を踏まえ、検討する必要があると思うがどうか。また、農家の個人負担を軽減する取組を行う考えはあるか。

農村整備課長

近県の県費上乗せをしている4県にその理由や考え方について聞いたところ、国のガイドラインが定められた平成3年度以前から30%を負担していたため、これを継続したもので、明確な理由があってガイドラインに上乗せしているわけではないとのことであった。これらの他県の状況に鑑みても、基本的には国のガイドラインに基づいて県の負担を定めるのが一般的であり、ガイドラインを越えた負担割合を採用するのは難しい状況である。一方で、県でも地元負担金が事業推進の障害になっていることは課題であると考えており、例えば、現在実施中のほ場整備事業10地区のうち、半数の5地区では、地元負担のない埼玉型ほ場整備事業で取り組んでいる。その他の地区についても、農地中間管理機構関連農地整備事業の2地区は、事業制度による国の補助率上乗せにより地元負担がない状況となっている。また、一般型事業の2地区についても、市が負担を上乗せすることにより地元の農家負担が軽減されている。結果的には、現在実施中のほ場整備事業地区には、国のガイドラインどおり地元12.5%の負担金を課している地区はない状況であるが、負担金が大きな障害となっていることから、県としても新しい事業制度の検討も含め、市町村と協力しながら、地元負担を軽減できる方法を工夫していく。

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第2号）】

小川（真）委員

議請第2号「原発推進政策の見直しを見求める請願」について、不採択の立場から発言する。グリーントランスフォーメーション実行会議や各省における審議会等での議論を踏まえ、本年2月10日、「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定された。同基本方針は、

国、事業者が福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時も忘れることなく、「安全神話からの脱却」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上などに、国が前面に立って取り組むことを原子力活力活用の大前提としている。その上で、エネルギー基本計画を踏まえて、原子力を活用していくため、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉の開発・建設に取り組むことや、既存施設の活用のため、現行制度と同様に、「運転期間は40年、延長を認める期間は20年」との制限を設けた上で、原子力規制委員会による厳格な安全審査が行われることを前提に、一定の停止期間に限り、追加的な延長を認めることとしている。また、原子力規制委員会も2月13日、運転開始から60年を超える原子力発電所の安全規制に関する新制度案を了承している。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、その判断を尊重すべきである。よって、本請願は不採択とすべきであると考えます。

八子委員

議請第2号「原発推進政策の見直しを求める請願」について、採択すべきとの立場から意見を述べる。気候変動の課題や電気料金の問題等、エネルギー政策は様々な点を考慮する必要があるが、2011年の福島第一原子力発電所事故以降の、将来にわたって可能な限り原子力発電所への依存度を低減させていこうという大きな流れに対して、このたび取りまとめられた原子力発電所運転期間の延長、次世代型原子力発電所への建替え推進といった基本方針は、逆行していると言わざるを得ないと思う。請願理由の文中、「ウクライナ戦争によって軍事的緊張が高まり、原発が攻撃された場合には、自国に向けて核兵器となる危険性も明らかになりました。」といった表現については疑問を感じるものの、原発推進の政策を見直す点については賛同できるので、本請願は採択すべきであると考えます。

村岡委員

「原発推進政策の見直しを求める請願」の紹介議員の一人として、賛成の立場で意見を述べる。令和4年8月、岸田文雄総理大臣が、GX、グリーントランスフォーメーション実行会議において、これまでの原子力発電所の新增設を否定してきた政府方針を大転換したことは大問題であり、我が党は撤回すべきと主張してきた。請願には、政府が政策転換の理由に気候変動問題やエネルギー機器、電力ひっ迫等を挙げているが、原発の安全性、核のゴミ問題、原発が攻撃された場合の危険性など、何ら解決されていない。福島第一原子力発電所の事故処理もいまだ収束せず、被害者救済も不十分な中で、原発推進の政策は慎重であるべきと主張している。極めて道理ある主張ではないか。今、政府は避難者への支援を次々打ち切り、帰りたくても帰れない避難者の痛みにも寄り添うこともなく、見せかけの復興の名の下での帰還政策を推し進めている。原発事故をなかったことにしようとしており、その中で今回の原発推進の方針転換は被害者の心を二重にも踏みにじるものである。令和4年の3月、6月に発生した電力需要ひっ迫は、地震と厳寒、猛暑によって発生した事象であり、原発とは無関係である。冬や夏の電力需要に対する予備率が1%台となったことで、あたかも常に電力不足になっているかの誤解は、政府として解くべきであり、誤解に乗じて、原発再稼働、原発新增設と結び付けて、国民を誘導すべきではない。しかしながら、岸田総理大臣は、既設原子力発電所の最大限の活用を図るとして、既に再稼働したことのある10基に加え、23年夏以降、新たに7基を順次再稼働させるつもりである。この7基は動いていない原子力発電所である。地元自治体の同意が得られていない東京電力柏崎刈羽原子力発電所6号機、7号機や東海第2原子力発電所も対象とされ、他の4基も、周辺住民の反対が相次いでいる原子力発電所である。にもかかわらず、岸田政権は先のエネルギー政策を検討する政府会議において、次世代型原発の開発・建設を検討す

の方針を表明し、将来にわたり原発に依存し続ける姿勢を露骨に打ち出した。原子力発電所がたびたび事故を起こせば、住民に甚大な被害を与えることは、12年前の福島第一原子力発電所で明らかである。大事故の教訓を忘れ、新たな安全神話を作り出す原発回帰は許されるものではない。以上から、我が党は本請願に賛同するものである。委員の皆様にも御賛同いただきたくお願い申し上げて、私の意見とする。

【請願に係る意見（議請第3号）】

木村委員

議請第3号について、趣旨採択を求める動議を提出する。

本請願は、「福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願」である。福島第一原子力発電所の事故により、敷地内には現在、炉心を冷やすために注いだ水や地下水がたまり続けている。その水に関しての科学的見解が分かれている中で、政府はトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出の方針を決定した。海洋放出については、地域関係住民の不安や風評被害等を考えると、慎重にならざるを得ないと考える。一方で、次のような意見もあることも事実である。1、処理水の陸上保管を続けることにも場所の問題や、タンクの老朽化などのリスクがある。2、トリチウムの蓄積については、様々な意見があり、科学的根拠が明らかにされていない。3、処理水は、世界各国の原子力発電所から海洋放出されており、近隣の韓国などは、日本の規制値より高い濃度の処理水を海洋放出している。4、風評被害が懸念されるが、最大の風評被害対策は、国民が科学的根拠に基づいて判断することである。しかしながら、本請願については、請願者の意を汲んで、趣旨採択を主張する。

小川（真）委員

議請第3号「福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願」について、不採択の立場から発言する。汚染水の取扱いについては、大量貯留に伴うリスクや今後の廃炉工程に対するリスクを踏まえ、経済産業省に設置された小委員会などにおいて検討が行われ、令和3年4月に、各国の放射線防護基準において広く参照されている国際放射線防護委員会の勧告に沿って、従来から定められている規制基準を厳格に遵守することを前提に、国内で放出実績がある点やモニタリング等を確実かつ安定的に実施可能である点を評価し、海洋放出を選択することが決定された。その後、本年1月に、政府は、「海洋放出設備工事の完了、工事後の原子力規制委員会による使用前検査や、国際原子力機構、IAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は本年春から夏頃」と今後の見込みを発表したところである。政府は、ALPS処理水を処分するに当たっての安全性の確認のため、第三者機関であるIAEAによる処理水安全性レビューや、規制レビューを継続して実施しており、第1回安全性レビュー終了後の令和4年5月には、IAEA事務局長が、「IAEAは、処理水が太平洋放出される際に、それが国際基準に完全に適合した形で実施され、放出は環境にいかなる害も与えることはない」と確認できるとコメントしている。ALPS処理水への対応方法については、専門家の技術的な議論を踏まえて、その判断を尊重すべきである。よって、本請願は不採択とすべきであると考えられる。

八子委員

議請第3号「福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願」について、不採択の立場から意見を申し上

げる。海洋放出に対して、反対の立場を取る漁業関係者をはじめとする福島県民の皆様の心情はよく理解できる。しかしながら、今なお増え続ける処理水の処理方法として、現時点で海洋放出は、残念ながら現実的な対応策と言わざるを得ないと考える。風評被害対策を含む万全の対策を取った上で海洋放出を行うこと、福島県民をはじめとする国民の理解を得る努力を絶えず続けることを求めて、不採択を主張する。

村岡委員

「福島第一原発事故によるトリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出方針の再検討を求める意見書の提出を求める請願」について、紹介議員の一人として、賛成の立場で意見を述べる。本請願は、トリチウム等を含む処理水の海洋放出は、国際社会及び国内での理解が得られぬ限り強行せず、海洋放出方針の再検討を求める意見書を政府関係機関に提出するよう求めている。請願人は、海洋放出については、多くの国民、福島県民が、不安を抱き、反対の声を上げている。とりわけ、福島県漁業協同組合連合会については、政府と東京電力が、関係者の理解なしには、いかなる処分も行わないとした2015年の文書約束をも反故にするものであり、福島県民を無視するものだと主張している。さらに、今年の夏までに放出しなければならない緊急性はないとの指摘は、いずれも道理がある。福島第一原子力発電所の事故前のトリチウムの年間放出管理基準は22兆ベクレルで、今たまっている総量が860兆ベクレルであるから、単純計算で約40年分である。我が党の高橋ちづ子衆議院議員が、国会での、現在のタンクがなくなるのに何年かかるのかとの質問に、東京電力の文挟誠一副社長は、原子力発電所の廃止措置に要する、30年から40年と答弁しており、急いで放出する合理性、合理的根拠はない。政府、東京電力は、タンクの置き場が満杯になるからと強調するが、資源エネルギー庁や東京電力は国会で、炉心溶融で、溶け落ちた燃料デブリなどの一時保管施設や廃棄物の保管施設を建設するためのスペースが必要だと言っている。しかし、総量800トン程度といわれる燃料デブリは極めて高線量で、取り出しができるかも分かっておらず、急いで置き場を確保する必要性はない。請願人は、処理水の海洋放出よりも先に、まずタンク貯留水の発生量を減らすことが必要との、福島大学の研究グループの指摘を紹介しているが、大事な見識である。また、科学者の中からは、処理水を希釈して海洋放出すれば、問題なしとの考え方は成り立たないとの指摘である。ALPS、多核種除去設備は、セシウムやストロンチウムなど62種類の放射性物質を除去できるとされているが、トリチウムを除去することはできず、それが海洋に放出されると、一部はOBT、有機結合型トリチウムとなり、食物連鎖を通して、海藻や魚介類などに生体濃縮され、それらは食物として、人の体内に取り込まれるとの主張である。さらに、トリチウムを含む原発冷却水が、これまで世界中の原発から流されてきたというのは、安全だからではなく、放出しないと原発を稼働できないからだ、鋭い指摘である。こうした中で、トリチウム等を含むALPS処理水の海洋放出を、政府と東京電力が社会的合意のないまま強行するなら、社会に更なる不信と矛盾を広げ、漁業をはじめ、福島県や近県の復興に深刻な打撃をもたらすことは想像に難くない。請願人は、最後に「時間をかけ、関係者との協議を行うべきと考えます。そして、ALPS処理水の陸上保管を継続し、トリチウム除去の技術開発を進めるべき」と述べている。建設的意見であり、道理も良識もある提案ではないか。以上から我が党は本請願に賛同するものである。委員の皆さんにも御賛同いただきたくお願い申し上げて、私の賛成意見とする。